

令和7年度えびの市小規模事業者持続化支援事業 補助金(公募)のご案内

えびの市では、小規模事業者(※1)が、商工会等の助言を受けて、経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の1／2を支援します。国の「小規模事業者持続化補助金」とは異なる、市の単独事業です。

(※1) 小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社<企業組合・協業組合を含む>および個人事業主)」であり、常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く))に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)の事業者です。

補助金申請の条件

- 1) えびの市内の小規模事業者。(※1)(商工会会員、非会員を問わず、応募可能です。)
- 2) 次の①～③のいずれかに取り組むことにより、事業の継続・安定化が図られると認められる事業者。
 - ① 業務効率化(生産性向上)を図る事業
 - ② 売上向上(販路拡大等)を図る事業
 - ③ 事業承継を図る事業

**補助率及び補助限度額： 補助対象経費の1／2以内 上限100万円
(販路拡大に要する経費の場合は上限50万円)**

公募期間：令和7年6月3日(火)～令和7年7月4日(金)

事業期間：交付決定日(8月上旬予定)～令和8年3月13日(金)

申請方法：下記必要書類を記入し、えびの市観光商工課窓口に申請してください。

- 必要書類：(1) 補助金等交付申請書
(2) 小規模事業者事業計画書(様式第1号)
(3) 収支予算書 ※経費から消費税及び地方消費税を抜いた額
(4) 工事又は購入の内容が分かる見積書等(写し)
(5) 現況写真(店舗の外観含む)及び店舗等の位置図
(6) 納税確認に関する同意書
(7) 小規模事業者チェックシート
(8) その他必要と認める書類

留意事項：

☐ 予算の範囲内で事業実施するため、補助率1／2以内、上限100万円(販路拡大に要する経費の場合は上限50万円)を下回る場合があります。

☐ 「審査の観点」に基づき、審査を実施し、応募事業者全員に、採択又は不採択の結果を通知します。

☐ 事業終了後、実績報告書、支払いが確認できる書類等を提出していただきます。

☐ 交付決定の内容又は条件等に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

☐ 補助金の交付年度から3年間は、年度末毎に進捗状況報告書の提出が必要になります。

本件に関するお問い合わせ先：えびの市観光商工課

TEL0984-35-3728 担当：商工係

審査の観点

【基礎審査】

①事業の趣旨・目的

- ◇市内商工業者等の経営の維持安定及び地域経済の振興に資する事業と認められるか。
- ◇業務効率化(生産性向上)、売上向上(販路拡大等)、又は事業承継が見込まれる事業として認められるか。
- ◇見込まれる取引または業務効率化の方法等に具体性があるか。

②事業終了後の展望

- ◇事業終了後に、新たな取引の開始や取引の拡大、又は生産性向上が見込まれる事業として認められるか。
- ◇事業終了後の事業展開の計画について、実現可能性が高いものとなっているか。
- ◇市内企業等への波及効果があるか。
- ◇事業計画は、経営計画の今後の方針・目標を達成するために必要かつ有効なものか。

③事業の実施計画

- ◇事業計画は、経営資源・技術資源等からみて適当であるか。
- ◇事業内容が自社や自社の提供する商品・サービスの強みを適切に把握しているか。
- ◇経営方針・目標と今後のプランは、対象となる市場(商圈)の特性を踏まえているか。
- ◇事業内容に見合った事業推進体制が整っているか。

【加算審査】

- (A)より難易度が高く、事業申請に労力を要する全国版の「小規模事業者持続化補助金」(平成28年度補正以降すべて)について、チャレンジを応援する観点から、申請をして不採択となった事業者であるか。
- (B)事業承継の円滑化に資する取組を重点支援する観点から、後継者候補が中心となって補助事業を実施する事業者であるか。将来の事業承継も見据えた経営を重点支援する観点から、今後の事業承継に向けた(事業承継計画)を作成し、申請時に提出した事業者であるか。
- (C)生産性向上に向けた取組を通じて「生産性革命」の実現を図ろうとする事業者を重点支援する観点から、「生産性向上特別措置法」に基づき「先端設備等導入計画」の認定を申請する意志のある事業者であるか。
- (D)既に、生産性の向上(経営力強化)の取組を実際に行っている事業者を重点支援する観点から、2025年5月31日までに「経営力向上計画」の認定を受けている事業者であるか。
- (E)自然災害の発生や感染症の拡大等の緊急事態に際して事業を継続するため、事業継続力強化計画又は事業継続計画(BCP)を策定済み又は策定中か。
- (F)直近の2力年度内に、経営者及び従業員の資質向上に資する研修等を実施、又は商工会やえびの市等の主催する研修等への参加実績があるか。

事業のスキーム

